

10	生活文化スポーツ局	悪質事業者等から都民を守る対策の強化
事業概要	<p>平成20年度の都内消費生活相談件数は125,281件と前年度よりは1万7千件減少しているものの、高齢者相談が引き続き増加するなど、消費者被害を生み出す事業者の手口は年々悪質化、巧妙化している。</p> <p>こうした現状に的確に対応するため、不適正取引行為を行う事業者に対して厳正かつ迅速な処分及び行政指導を実施し、都民の消費者被害の拡大防止に取り組んでいる。</p>	
これまでの経過	<p>○悪質事業者の取締り体制等の強化</p> <p>(1) 不適正な取引行為を行っている事業者に注意指導を実施するほか、不適正内容が悪質若しくは改善されない場合は直ちに処分とする警告指導を実施（平成21年度 10件）</p> <p>(2) 警視庁OB職員を配置する等、警察捜査ノウハウを活用し、悪質事業者に対する行政処分等を実施（平成21年度 28件）</p> <p>○被害が拡大している取引類型の迅速な察知、緊急調査の実施 （平成21年度 ドロップシッピング業者2社に業務停止命令等、海外先物業者1社に都条例に基づく勧告等）</p> <p>○国、他府県との連携による広域的な指導、処分の実施</p> <p>(1) 消費者庁との連携 消費者庁と合同立入調査のうえ、同時行政処分を実施（平成21年11月 英会話教室事業者1社に業務停止命令）</p> <p>(2) 五都県悪質事業者対策会議 五都県合同立入調査のうえ、同時行政処分を実施（平成21年度 同窓会名簿通販事業者1社及び味噌の訪販事業者1社に業務停止命令）</p> <p>(3) 他府県との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県と合同で、健康器具の訪販事業者1社、ガス給湯器の訪販事業者1社に業務停止命令 ・大阪府と合同立入調査のうえ、同時行政処分を実施（平成21年10月 スキューバ機器の訪販事業者1社に業務停止命令、同社与信事業者に都条例に基づく勧告） 	

現在の進行状況	<p>○処分及び指導等</p> <p>(1) 行政処分等（平成 22 年 3 月末現在 28 件）</p> <p>(2) 警告指導（平成 22 年 3 月末現在 10 件）</p> <p>(3) 注意指導（平成 22 年 3 月末現在 73 件）</p> <p>○処分等の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活条例に基づく不用品回収事業者に対する初の禁止命令 2 社 ・消費生活条例に基づく訪問販売による土地広告事業者に対する初の禁止命令 1 社 ・消費生活条例に基づく訪問販売による土地広告事業者に対する勧告 1 社 ・消費生活条例に基づき音楽事務所に対する勧告 1 社 ・消費生活条例に基づき立入調査を拒否したドロップ SHIPPING 事業者 2 社、海外先物取引事業者 1 社の社名公表 ・ドロップ SHIPPING 事業者 2 社に業務提供誘引販売として全国初の業務停止命令 ・消費生活条例に基づき精神修養講座事業者 1 社に業務停止命令 ・消費生活条例に基づき海外先物取引事業者 1 社に勧告 <p>○高齢者の消費者被害防止のための地域のしくみづくり</p> <p>(1) ガイドラインを活用した区市町村の取組支援（先進事例等の情報提供等）</p> <p>(2) 区市町村等の消費生活相談の充実のための支援（高齢者相談マニュアルの活用、相談支援サイトの運用）</p>		
今後の見通し	<p>○引き続き警視庁、国、道府県等関係機関と協力しながら悪質事業者の取締りを積極的に実施していく。</p>		
問い合わせ先	生活文化スポーツ局 消費生活部 企画調整課	電話	03-5388-3053